

令和元年台風 19 号に伴う県外通学困難者等宿泊緊急支援事業費補助金交付要綱

(主旨)

- 第 1 条 町長は、町内から JR 中央線を利用して東京方面の大学等に通学する大学生等のうち、令和元年に発生した台風 19 号の影響による JR 中央線の運休を受けて、大学等に通学することが困難であるため、宿泊施設を利用する者（以下「補助対象者」という。）に対し、その宿泊費を補助することで、補助対象者の通学機会を確保する。
- 2 補助金の交付に関しては、富士河口湖町補助金等交付規則（平成 15 年富士河口湖町規則第 37 号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
- 一 「大学等」とは、鉄道会社によって通学定期券の発行が可能な、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校及び高等学校をいう。
 - 二 「宿泊施設」とは旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者が宿泊営業を営む施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）をいう。

(交付の対象)

- 第 3 条 この要綱により補助金を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。
- (1) JR 中央線を利用して東京方面の大学等に通学している大学生等のうち、令和元年台風 19 号の影響により通学困難となって宿泊する者
 - (2) 当町に住民登録のある者
 - (3) 鉄道会社から通学定期券の発行を受けた者
 - (4) その他、町長が特別に認める者

(補助対象期間)

- 第 4 条 助成する期間は、令和元年 10 月 15 日から JR 中央線が開通または振替輸送が開始されるまでとする。

(補助金の額)

- 第 5 条 補助金額については、一泊につき 5 千円を限度とする。

(交付申請)

- 第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は令和元年 11 月 30 日までに、町長に対し、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
- (1) 交付申請書兼補助金交付請求書（様式第 1 号）
 - (2) 申請者と補助対象者が異なる場合はその関係が分かる書類

- (3) 在学証明書または学生証の写し
- (4) 宿泊代及び宿泊期間を証明するもの
(領収書等で金額及び内訳、宿泊年月日、利用者氏名、発行者の所在・名称が明記されたものに限る)
- (5) 通学定期券の写し

(交付決定)

第 7 条 町長は、交付申請を受けた場合は、提出書類を確認し、本要綱第 3 条各号に該当すると認められる場合は、速やかに交付決定を行うものとし、決定通知書（様式第 2 号）を申請者に通知する。

(補助金額の確定及び交付方法)

第 8 条 町長は、補助対象者からの申請をもって交付金額を確定し、額確定通知書及び支払通知書（様式第 3 号）を申請者に送付する。

- 2 補助金額の交付方法は銀行等口座振込とする。
- 3 補助金の交付は令和元年 12 月末とする。ただし、特別の事由があるときは随時に交付することができる。

(補助金の返還等)

第 9 条 町長は申請者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのないものについては、必要に応じ、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 10 月 18 日から施行し、令和元年 10 月 15 日から適用する。